

対米投資審査の強化法案施行、深まる米中の溝

◆米国が「外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」を施行

2020年2月13日、米国は外国からの直接投資の審査を強化する「外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」を施行した。具体的には、外国人の対米投資を審査する「対米外国投資委員会（CFIUS）」の権限を強化し、審査対象を拡大するというものである（表1）。今後は投資側が事業を支配する意図がなくても、特定事業への出資であれば少額でも審査対象になる可能性があるため、投資スケジュールの長期化や、投資自体の中止リスクも想定しておく必要がある。

表1：主なCFIUS審査対象の変更点

従来	外国人（Foreign Person）による米国事業（US Business）への支配（Control）を及ぼす投資
FIRRMA施行後	従来の審査範囲に加え、①重要インフラ（Critical Infrastructure）、②重要技術（Critical Technology）、③国家安全保障に関わる米国市民の機微な個人データ（Sensitive Personal Data）に関連する米国事業への、支配を及ぼさない投資であり、以下のいずれかに該当する場合： 1. 米国事業が保有する重要な非公開技術情報にアクセスできる場合 2. 米国事業の取締役会等の構成員に就くことができる場合 3. 議決権行使以外の方法で実質的に意思決定へ関与できる場合

出所：JETRO、Covington & Burling LLP（2019年8月）

FIRRMA施行の背景には、国家安全保障の観点から「米国の重要技術や重要インフラを厳格に管理すべき」との問題意識がある。その念頭には、技術大国を目指す中国の存在があるとみられている。

◆狙いは重要技術の流出を厳格に管理すること

FIRRMAは、19年度の国防予算の大枠を決める「国防授權法（NDAA）」において、輸出管理強化のための「輸出管理改革法（ECRA）」、政府機関と特定中国企業との取引を制限する規定（Sec. 889）等とともに成立した。狙いは貿易と投資の両面から、重要技術の流出を厳格に管理することである。

そして重要技術を明確にするため、ECRAの規制対象に「新興・基盤的技術（Emerging and Foundational Technologies）」を追加し、FIRRMAはこれらを含む「重要技術（Critical Technologies）」関連の投資を新たな審査対象とした。現時点でECRAは未施行であり、「新興・基盤的技術」は確定していないが、新興技術案は公表されており（表2）、今後の動向を注視していく必要がある。

表2：Emerging Technologies案

(1) Biotechnology	(8) Logistics technology
(2) Artificial intelligence (AI) and machine learning technology	(9) Additive manufacturing (e.g., 3D printing)
(3) Position, Navigation, and Timing (PNT) technology	(10) Robotics
(4) Microprocessor technology	(11) Brain-computer interfaces
(5) Advanced computing technology	(12) Hypersonics
(6) Data analytics technology	(13) Advanced Materials
(7) Quantum information and sensing technology	(14) Advanced surveillance technologies

出所：Federal Register /Vol. 83, No. 223 (2018年11月)

◆ 同盟国の投資審査結果には大きな影響はない

CFIUSの関心は、国家安全保障に潜在的な影響を及ぼす取引であり、大統領判断で中止となった取引（表3）も中国関連が大半である。今後も「同盟国からの投資審査には大きな影響がない」との声も多く、日本の投資家は「重要技術」の確定動向を注視しつつ、足元の投資案件は現行法に従って審査要否を見極め、審査対象であればそのプロセスを粛々と進めていく流れになるだろう。

表3：大統領判断によって中止となった取引

①90年2月	中国China National Aero-Technology Import and Export Corp.（中国国営会社）による、米国MAMCOマニファクチャリング（航空機部品メーカー）の買収事案
②12年7月	米国Ralls Corporation（オーナーが中国人）による、米国風力発電事業会社（米国海軍が管理する飛行制限空域とその周辺に所在）の買収事案
③16年12月	ドイツGrand Chip Investment GmbH（親会社が中国企業）による、ドイツAixtron SE（半導体製造機器メーカー）の米国事業持分取得事案
④17年9月	中国China Venture Capital Fundによる、米国Lattice Semiconductor Corporation（半導体メーカー）の買収事案
⑤18年3月	シンガポールBroadcomによる、米国Qualcomm（半導体設計、モバイル通信技術開発）の敵対的買収事案

出所：JETRO、Covington & Burling LLP（2019年8月）

◆ 米中で投資を行う企業は、従来以上に注意が必要

米中で投資を行う企業は、従来以上に、投資規制や輸出規制、関税等の様々な視点を持って事業計画を吟味する必要がある。例えば米国事業に投資する場合には、事業構造（技術、輸出入、投資計画等）やCFIUSの審査要件等を早い段階で分析すべきである。審査の結果、投資が実行出来ない場合や、投資先が規制や高関税等で試算通りのキャッシュフローを生み出せない場合には、大きな損失を被る可能性があるからだ。中国も同様の規制を強化する方向であり、米中を中心とした通商動向には、引き続き細心の注意を払う必要がある。 【田中雄作】